

議案第133号

令和5年12月14日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英
大 塚 啓 史
田 中 エリナ
河 本 英 樹
矢 野 尚 良
山 本 智 紀
岡 雄 也
大 木 健太郎
梶 原 時 義
長 野 昌 子
清 水 尚 美
原 俊 司

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和22年6月24日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条第2項ただし書の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

市議会議員の期末手当を改定するため、本案を提出する。